

地方自治法改正後の取組について

自由民主党総務部会・地方行政調査会・地方議会PT合同会議

令和6年6月5日



全国町村議会議長会

National Association of Chairpersons of Town and Village Assemblies

全国町村議会議長会の取組

- 多様な人材が参画するための議会改革の推進等に関する決議
(令和6年2月8日 第75回定期総会) …… 1
- 町村議会議員のなり手不足対策検討会報告書(令和6年3月)
 - ・ 町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機(報告書要点) …… 3
 - ・ 各町村議会における対応の考え方 …… 4
- 町村議会デジタル技術活用事例集の発刊(令和6年3月)
 - ・ 町村議会デジタル技術活用事例集 …… 6
 - ・ 町村議会デジタル技術活用事例集導入ガイド …… 7
- 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議
(令和6年5月22日) …… 10

多様な人材が参画するための議会改革の推進等に関する決議

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託にこたえて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々、精力的に活動している。

しかしながら、令和元年5月から令和5年4月の統一地方選までに行われた町村議会議員一般選挙においては、全体の4分の1を超える254団体において無投票となり、そのうち31の団体が定数割れとなるなど、議員のなり手不足が深刻化している。このまま歯止めがかからなければ、地方自治にとって危機的な状況が到来するおそれもある。

このような状況を打開し、多様な人材が参画する議会を実現するためには、議会の存在意義と役割が住民に実感されるとともに、議員のやりがい・魅力が住民の間に浸透することが必須である。

このため、我々町村議会は、地方自治法の改正によって明確化された権限を十分踏まえた上で、更なる議会改革を推進し、これまで以上に住民の福祉の向上を実現していくことを表明する。

また、引き続き、議員を志す誰もが参画しやすい環境整備を国に要請するとともに、主権者教育、議会のデジタル化、ハラスメント対策、適正な水準の議論を踏まえた低額な議員報酬の改善、厚生年金への地方議会議員の加入に向けた議論の活性化等を推進する。

以上、決議する。

令和6年2月8日

全国町村議会議長会
第75回定期総会

町村議会議員のなり手不足対策検討会報告書

(令和6年3月)

町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～（令和6年3月）

第1編 なり手不足に潜む3つの危機

1 増加する無投票・定数割れと潜在的なり手不足～全町村議会にとっての危機～

・無投票・定数割れ団体数は右肩上がり。同じペースで増え続けると仮定した場合、**次の4年間**（令和5年5月から令和9年4月まで）には**全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票**になる可能性がある。
・**立候補者が「定数+1」となり無投票を辛うじて回避した町村の数は299**（令和元年5月から令和5年4月）。これは全体（926）の32.3%であり、**無投票254町村を加えると、553（59.7%）**となる。

2 多様性を欠く議会では二元代表制の趣旨が損なわれる～町・村にとっての危機～

・**独任制の長と異なり、住民の多様性を反映した合議体である**ことが議会の存在意義である。
・なり手不足・無投票は、議会の団体意思決定・政策立案・行政監視の各機能に大きな影響を及ぼし、議会の存在意義や**二元代表制の趣旨が損なわれる**ことに繋がる。

3 度重なる無投票が地方自治の弱体化を招く～都道府県・国にとっての危機～

・4年に一度の選挙戦が必ず実施されることが主権者意識涵養の要であるため、**選挙戦の機会が度重なって失われることは地方自治の弱体化を招く**。「地方自治は民主主義の学校」であり、地方自治の弱体化は都道府県・国にとっても危機である。

3つの危機を防ぐために町村議会が留意すべきこと～なり手不足の悪循環～

目先の選挙戦実現に固執した対策（住民の理解を伴わない議員報酬増額、議員定数の本来の考え方から乖離した短絡的な定数削減等）は、なり手不足の悪循環を生み、ひいては地方自治の弱体化を招く。

第2編 なり手不足の現状

○町村議会議員の一般選挙における無投票及び定数割れ団体数（全国町村議会議長会調べ）

選挙の区分等 選挙期日による期間区分	統一地方選挙以外			統一地方選挙			全体		
	執行団体	無投票	定数割れ	執行団体	無投票	定数割れ	執行団体	無投票	定数割れ
H23.5～H27.4 （第18回統一地方選挙を含む）	561	102（18.2%）	6	373	89（23.9%）	4	934	191（20.4%）	10
H27.5～H31.4 （第19回統一地方選挙を含む）	557	111（19.9%）	7	375	93（24.8%）	8	932	204（21.9%）	15
R1.5～R5.4 （第20回統一地方選挙を含む）	553	131（23.7%）	11	373	123（33.0%）	20	926	254（27.4%）	31

○無投票・定数割れ以外の指標（町村議会実態調査による）

	議員定数（1町村あたりの平均）	女性議員（議員総数に占める割合）	平均年齢	在職年数が4年未満の議員数と割合	在職年数20年以上の議員数と割合
H27.7.1	11,332（12.2）	1,051（9.4%）	62.7	2,938（26.3%）	1,370（12.3%）
R1.7.1	11,024（11.9） 	1,184（10.9%） 	63.9	2,706（24.9%） 	1,662（15.3%） 
R5.7.1	10,807（11.7） 	1,412（13.3%） 	64.4	2,739（25.9%） 	1,724（16.2%） 

第3編 なり手不足の原因

なり手に響かない3条件（やりがい・環境・待遇） 議会の役割と議員のやりがいが住民の間で十分に理解されず、議員を志す人たちの動機付けとして機能しにくくなってきた。さらに、議員になり地域に貢献しようと志した人でも二の足を踏む旧来的な議会環境と議員像も問題である。これらに、低額な議員報酬等も加えた「やりがい・環境・待遇」の3条件が原因の一つである。

地域コミュニティの限界（潜在的なり手の不足等） 議員のなり手不足問題の背景には、地域における担い手の不足と女性進出の遅れ、地区・集落による候補者擁立制度や保守的な価値観の行き過ぎ、家族・親族の反対による立候補断念、「担ぎ手」の減少による立候補への足踏み等、地域社会特有の原因が存在する。

立候補・選挙における障壁 議員になる志を抱いたとしても、落選時のリスクと労働法制上の課題、立候補・選挙に必要な資源の不足（選挙資金や選挙制度に関する知識の不足）、女性や若者の立候補を阻害する要因（選挙資源の格差）等の障壁が存在する。

第4編 なり手不足の対策

ポイント なり手不足は町村議会だけの問題ではなく、その町・村、さらに都道府県や国にとっての問題でもある。また、その原因は多岐にわたっており、議会にだけ存在するものではない。したがって、**なり手不足による3つの危機を防ぐためには、議会の取組に加え、幅広い協働による対策が不可欠**となる。

議会が取り組むべきこと ■なり手不足問題の検証組織の立ち上げ（**現地調査：北海道興部町議会**） ■様々な広報ツールを駆使し老若男女を問わず情報を届ける（**現地調査：北海道鷹栖町議会、埼玉県寄居町議会**） ■議会から住民の生活圏に出向き交流する機会を増やす ■政策サポーター・議会モニター等を通じた議会の「応援団」の形成 ■多様な人材が議員になるための環境整備（デジタル化、バリアフリー化等） ■なり手向け講座による立候補検討者の後押し（**現地調査：北海道栗山町議会**） ■なり手不足問題を広報紙等で住民に訴えて危機感を共有する（**現地調査：愛知県幸田町議会**） ■主権者教育の推進・強化（子ども議会、出前講座等） 等

町全体・村全体で取り組むべきこと ■議会事務局体制等の整備・強化 ■低額な議員報酬の改善 ■特別職報酬等審議会委員へ議会の実情に明るい人物を登用 ■執行部が実施する主権者教育における議会との連携 ■議会に対して意見交換・懇談会の場を働きかける（自治会等） ■立候補に係る休暇制度をはじめとした各種規定の整備（企業） 等

都道府県が取り組むべきこと ■なり手不足対策に取り組む町村議会に対する財政支援等 ■議会を含む町村全体のデジタル化支援に資する人材派遣等

国が取り組むべきこと ■議会が取り組むなり手不足対策への財政支援等 ■住民の政治参画推進に係る優良団体表彰制度の創設 ■議員への立候補や議会・議員活動に利用できる休暇・休職・兼業制度等の整備 ■公務員の立候補制限や他の自治体職員との兼職禁止の緩和 ■厚生年金加入のための法整備の検討 ■議会が行う主権者教育に対する支援 ■手当制度の拡充 ■被選挙権年齢の引き下げ 等

第5編 女性議員を増やすための対策

ポイント **女性議員割合は、増加傾向にあるとはいえ、依然として低いままであり、その改善がなり手不足を解消する決め手の一つとなる**。このためには、女性の社会進出や政治参画の後押し、立候補の障壁を除去するための施策等を、重点的に進めなくてはならない。

議会が取り組むべきこと ■ハラスメント対策の徹底 ■女性模擬議会の開催（**現地調査：宮城県蔵王町議会**） ■政策サポーター・議会モニターに女性を積極的に任命 ■保育施設や授乳室の設置等

町全体・村全体で取り組むべきこと ■自治会等における女性の役員登用 ■首長の審議会等への積極的な女性登用 ■女性の政治参画等を促進するシンポジウムの開催

都道府県が取り組むべきこと ■女性議員ネットワークに対する支援 ■ハラスメントに関する相談窓口の開設

国が取り組むべきこと ■議会の取組に対する財政支援 ■女性議員ロールモデル実例集 ■女性の地方移住の促進

女性議員ロールモデル実例集

全国で活動している女性地方議員のロールモデル実例集を制作する。記載内容としては、議員を志した動機、立候補検討段階から選挙を経て当選するまでに直面した課題とその対応策、当選後の具体的な1日・1年の流れ、議員のやりがい、任期中に達成した成果等。
また、全国町村議会議長会が、女性町村議会議員に限ったロールモデル実例集を制作することも必要である。

各町村議会における対応の考え方

各町村議会がいかなる手順によりなり手不足対策に取り組むべきか、議会ごとに事情は異なるが、基本的な考え方は次のとおり。

(1) 各町村議会における取組み

原則として各議会において判断すべきものであるが、まずは、各議会における従来の取り組み、住民との関係、地域特性などを踏まえ、議会としてなり手不足対策を進めていく旨を対外的に発信することが必要不可欠である。このための取組としては、なり手不足問題検証組織（特別委員会等）の設置や決議等が考えられる。

また、この際、併せて、広報・広聴活動の充実、主権者教育の実施などにより、議会の役割・重要性、議員のやりがいについて、住民の間に浸透するよう努めていくことが重要である。（第4編第1章第1・2・5・6節参照）

(2) 町村長、都道府県、国との連携

なり手不足問題は、町村議会のみでの努力では解決が困難な問題であるため、議会の取組に加え、町村長、都道府県、国との連携・協働が必要である。取組に当たっては、都道府県町村議会議長会として、都道府県町村会及び都道府県知事に要望・協議することも考えられる。

なお、国に対する支援及び制度改正の要望については、全国町村議会議長会において行うとともに、各町村議会においても、選出国會議員に適宜要望することが必要である。

(3) 町村議員への立候補

立候補は、住民の議会参画又は政治参加において、最もハードルの高いものであるため、議会改革の取組からさらに一步踏み出した取組による支援が必要である。

上記を踏まえた具体的な進め方として、右図のような手順が考えられる。

議会における取組

- ①議会としての意思の明確化（検証組織、決議等）（A）
 - ②住民との問題意識共有、広報・広聴、意見交換（B）
 - ③議会環境の整備
 - ④主権者教育 等
- ※各種取組を始めるに当たり、①・②が特に必要となる

町村長との連携

- ①議員のなり手不足に町村として取り組むことの要請
- ②特別職報酬等審議会への議会の実情に明るい委員の登用
- ③議会事務局体制の充実・強化
- ④企業に対する要請

都道府県との連携

- ①議員のなり手不足に都道府県として取り組むことの要請（都道府県町村議会議長会から要請）
- ②町村議会のなり手不足対策への支援
- ③議会のデジタル化支援
- ④バリアフリー化・保育施設等設置の支援

立候補に向けた支援

- ①なり手向け講座による立候補検討者の後押し（C）
- ②女性の政治参画等を促進するシンポジウム等の開催（D）

国の支援に関する要望

※全国町村議会議長会が主体となりつつ、各町村議会においても、選出国會議員に適宜要望

- ①議会が取り組むなり手不足対策への財政支援等
- ②住民の政治参画推進に係る優良団体表彰制度の創設
- ③各種法制度改正
- ④議会が行う主権者教育に対する支援
- ⑤女性議員ロールモデル事例集の提示
- ⑥女性の地方移住等の促進

取組事例（現地調査）

- (A) 北海道興部町議会
…議員なり手不足検討特別委員会
- (B) 北海道鷹栖町議会
…ユニークな発想の傍聴案内チラシ
議会報を読んで語ろう会
埼玉県寄居町議会
…多くの住民が登場する議会広報紙
愛知県幸田町議会
…なり手不足の危機感を住民と共有
- (C) 北海道栗山町議会
…なり手を後押しした「議員の学校」
- (D) 宮城県蔵王町議会
…女性模擬議会が初の女性議員誕生に

町村議会デジタル技術活用事例集の発刊

(令和6年3月)

町村議会 デジタル技術 活用事例集

Digital Technologies Case Studies



令和6年3月

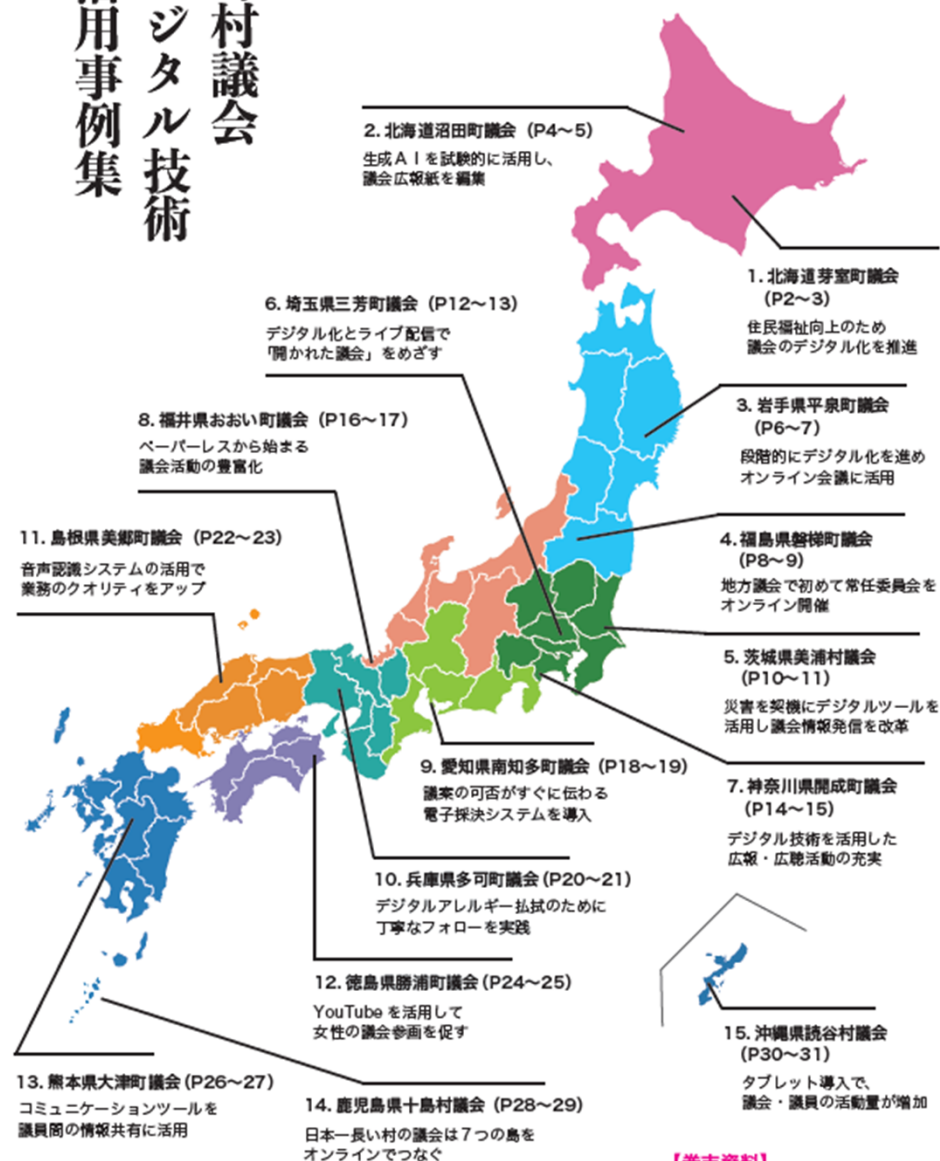


全国町村議会議長会 編

National Association of Chairpersons of Town and Village Assemblies

contents

町村議会 デジタル技術 活用事例集



【巻末資料】

デジタル用語集 (P32)

議会事務局のみなさまへ

町村議会 デジタル技術活用事例集 — 導入ガイド —

議会のデジタル化に向けた初めの一步 タブレット端末を導入してみよう！

タブレット端末ってどうやって導入するの？



わが議会でもタブレット端末を導入したいけど、
どのような手順を踏めばいいのか分からない…

そんな議会事務局のお悩みを解決するため、
**タブレット端末を導入して議会のデジタル化を
スタートさせるまでのロールモデルを作成しました。**
議会のデジタル化に向けた初めの一步を踏み出しましょう！

議会事務局 / 工程表の作成

まず、初めに

議会事務局で工程表を作成しよう

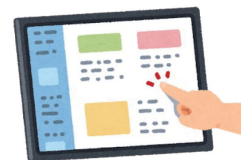
- 「町村議会デジタル技術活用事例集」を参考に、タブレット端末を導入して何をしたいか、タブレット端末を議会活動のどのようなシーンで活用するのか、イメージを膨らませた上で、タブレット端末の導入時期や議会における運用開始時期などを議長と相談して工程表を作成してみましょう。



町村議会 デジタル技術活用事例集 導入ガイド

— タブレット端末への搭載で、さらに広がる可能性 —

グループウェア



情報の共有化、コミュニケーションの活性化、業務の効率化等に役立つ複数のアプリケーションが備わる IT ツールのこと。

グループウェアを導入することで、会議通知等の一斉送信、スケジュールの調整・管理、所定様式の共有、緊急連絡・安否確認等がタブレット端末上で行えるようになる。

参照：町村議会デジタル技術活用事例集

事例 5 茨城県美浦村議会、事例 13 熊本県大津町議会、事例 15 沖縄県読谷村議会 ほか

ペーパーレス会議システム



電子化した資料をサーバーやクラウド上にアップロードすることで、メンバーにデータが共有され、紙の資料を用いることなく会議を行うことができるシステム。

文書の共有化だけでなく、資料への書き込みやブックマーク、画面同期など電子化のメリットを活かした使い方ができる。

また、オンラインミーティングツールと連動して Web 会議でも使用することも可能。

参照：町村議会デジタル技術活用事例集

事例 8 福井県おおい町議会、事例 10 兵庫県多可町議会、事例 11 島根県美郷町議会 ほか

オンラインミーティングツール



会議に参加するメンバーのタブレット端末やスマートフォンをインターネット回線で繋いで、映像や音声をリアルタイムで双方向に通信してミーティング（会議）を行うためのツール。

会議場所に参集できない事情がある場合や遠方の相手と会議をする必要がある場合などに使用されることが多い。

参照：町村議会デジタル技術活用事例集

事例 2 北海道沼田町議会、事例 4 福島県磐梯町議会、事例 14 鹿児島県十島村議会 ほか

令和 6 年 5 月



全国町村議会議長会

National Association of Chairpersons of Town and Village Assemblies

タブレット端末を導入して議会のデジタル化をスタートするまでのロールモデル

計画段階

全員協議会 or 議会運営委員会／キックオフ

STEP1：議会内で方向性を確認しよう

- タブレット端末を導入して議会のデジタル化を進めることについての意思確認や導入時期の目安など基本的な方向性を定めます。
- 議会のデジタル化を検討する組織（議会運営委員会や特別委員会等）を決めます。

議会運営委員会 or 特別委員会等／具体的検討

STEP2：「議会のデジタル化推進計画」を作成しよう

- 議会事務局が作成した「工程表」を検証し、課題を洗い出した上で、タブレット端末導入の目的、導入時期、議会における運用開始時期等を計画に落とし込みます。

STEP3：先駆団体を視察してみよう

- タブレット端末を導入して実際に議会活動に活用している先駆団体を視察し、タブレット端末の使用方法や議会活動への活用方法を学びます。
視察先は、「町村議会デジタル技術活用事例集」等を参考に選定してください。

STEP4：搭載するアプリケーションを検討しよう

- タブレット端末に搭載するグループウェアやペーパーレス会議システムは、それぞれ操作性や機能が異なるので、ベンダー（業者）にデモンストレーションを依頼して、実際に体験してから決めるようにします。
そのうえで、グループウェアやペーパーレス会議システムの候補を選定し、費用の見積りをたてます。

STEP5：タブレット端末の機種や通信環境を調査しよう

- グループウェアやペーパーレス会議システムの推奨環境や容量等を踏まえ、導入するタブレット端末の機種の候補を選定し、費用の見積りをたてます。
同時に、役場や議員の自宅等の通信環境を調査し、タブレット端末をセルラーモデルにするか、Wi-Fi モデルにするかの選別も行ってください。

準備段階

全員協議会 or 議会運営委員会／情報共有

STEP6：委員会の検討内容を議会内で共有しよう

- 委員会における検討内容を情報共有します。
この際、可能であれば、全ての議員にタブレット端末を使って搭載するグループウェアやペーパーレス会議システム等に触れる機会を設けるとよいでしょう。

議会事務局／執行部との調整

STEP7：執行部と協議・調整をしよう

- 議会にタブレット端末を導入して、ペーパーレス会議を行うことについて、執行部と協議・調整を行います。
- この際、一連の契約・経費等について、執行部の財政担当と以下の点について、協議・調整を行う必要があります。
 - ① タブレット端末の購入（リース）契約
 - ② タブレット端末の通信契約
 - ③ クラウドサービス、アプリケーション等の使用契約
 - ④ 経費の負担（按分）方法 等
- 一連の協議が整ったら、適宜、予算要求を行います。

議会運営委員会 or 特別委員会等／運用計画

STEP8：会議等でタブレットを活用するためのルールを定めよう

- ペーパーレスで行う会議等の範囲やペーパーレス化する文書の範囲などを定めます。
- デジタル化した文書の格納場所や個人情報の処理方法などの取扱いを定めます。
- タブレット端末やグループウェアの使用基準やセキュリティ対策等を定めます。また、議員に費用の一部負担を求める場合にはその範囲を明確にします。

本会議／意思決定

STEP9：議会内で意思決定をしよう

- 導入するタブレット端末の機種、グループウェア及びペーパーレス会議システム及びその種別等を決定します。

実装段階

議会運営委員会／会議規則等の改正

STEP10：会議規則、委員会条例等を整備しよう

- 本会議や委員会をペーパーレスで行えるようにしたり、議会に関する手続をオンラインで行えるようにしたりするための会議規則及び委員会条例の改正について審査します。【注】
 - 併せて、文書管理規程なども確認しましょう。
- 【注】地方自治法の改正により、令和6年4月1日から議会に関する手続がオンラインで行えるようになりました。これに対応するためには、会議規則及び委員会条例の改正が必要となりますので、併せて審査するとよいでしょう。

全員協議会／研修・説明会の実施

STEP11：タブレット端末の操作研修を行おう

- タブレット端末が納品され、必要なアプリケーション等のインストールが済んだ段階で、全議員を対象としたタブレット端末の操作、グループウェア及びペーパーレス会議システムの使用方法についての研修を行います。

STEP12：ペーパーレス会議開催に向けた説明を行おう

- ペーパーレス会議の運用開始に先立って、会議規則や委員会条例の変更点、会議運営に係るルール等について全議員に向けた説明を行います。
この際、タブレット端末等の貸与・個人使用等に関して、承諾書や確認書等の書面を交付することも考えられます。

本会議・委員会／試験運用

STEP13：実際の会議でタブレット端末を使ってみよう

- ペーパーレス会議を実際に開催できる準備が整ったら、本会議や委員会ですべてにタブレット端末を使ってみます。
当面は、完全ペーパーレス化をせずに、紙媒体を併用する試験運用期間を設けることも可能です。
- 住民との意見交換等にも活用してみましょう。



町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議

(令和6年5月22日)

町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議

記

町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。

この問題には様々な要因が絡み合っているが、都道府県議会議員、市区議会議員と比べて著しく低い議員報酬（平均月額約21.7万円）が大きな影響を及ぼしていることは明らかである。

町村議会の議員報酬月額の水準は、永きにわたり、町村長の給料月額の約30％程度に据え置かれたままであり、それだけでは生計を維持できないほど低水準であることが指摘されている。

この背景には本会が昭和53年に議員報酬の全国標準を長の給料月額の約30％として示したことが影響していると考えられるが、社会情勢が大きく変化し、議会・議員の職責や活動量も増大した今日においても、各町村がこの標準に縛られ、議員報酬の水準が据え置かれている状況にある。

こうしたことを踏まえ、本会は、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて、議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」（令和4年2月 研究委託報告書『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き（江藤俊昭大正大学社会共生学部教授）』）等を議員報酬の算定方法として全国展開しており、このことは、国の第33次地方制度調査会の答申（令和4年12月）においても肯定的に捉えられている。

今こそ、我々は、実態にそぐわない昭和53年標準をここに廃止するとともに、**議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく所存である。**

よって、国においては、町村議会の議員報酬の適正化のため、議員報酬の引き上げに向けた環境整備を図るよう、下記事項の実現を強く要請する。

- 1 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること。
- 2 議員報酬の改善に伴う議会費の増額が町村の行財政運営に影響を与えることがないように財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 3 議員報酬を検討するに当たって、町村長が特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意するよう、町村に周知すること。
なお、これに伴い、「特別職の職員の給与について（昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知）」は見直すこと。
 - (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
 - (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
 - (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
 - (4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
 - (5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、決議する。

令和6年5月22日

全国町村議会議長会
都道府県会長会